

茨 監 第 1 6 2 号

平成 2 2 年 5 月 1 9 日

様

茨木市監査委員 美 田 憲 明
同 中 村 憲 次

茨木市職員措置請求に関する監査の結果について（通知）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき平成 2 2 年 3 月 2 6 日付けで提出された標記の請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

第1 茨木市職員措置請求（以下「請求」という。）の受付

1 請求人

住所（ 略 ）

氏名（ 略 ）

（請求人は7人である。）

2 茨木市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出

措置請求書の提出日は、平成22年3月26日である。

3 請求の内容

請求人提出の措置請求書による請求の要旨及び措置要求は次のとおりである。

（1）請求の要旨

政務調査費の性質と適正な使用の考え方

地方議会議員は地方自治法（以下法という）203条により、報酬、費用弁償、期末手当など条例で定めた範囲内で支給を受けられる。議員は非常勤であり、その報酬等の性格は労働者の給与とは異なり（したがって、第三者からの差押額の制限もない）。

かくて、議員として本来職務を全うするために必要な歳費が認められている。議員としての純粋な費用は実費弁償も認められていた。

この203条による報酬は、茨木市においては月額にして議長76万円、副議長71万円、常任委員会、議会運営委員会委員長67万円、一般議員66万5000円と高額である。これに期末手当として年2回6月に月額の120%分の2.125倍、12月に120%分の2.325倍の支給を受ける。

それだけでなく、議員に宛職となる職務についても月々高額の報酬が支給されている。したがって、今や議員は高額所得者である。

これに対し、年間のうちごく限られた議会や委員会に出席することは、議員の「義務」というべきであるが（但し、欠席・退席しても報酬差し引きもない、積極的に発言することは必ずしも義務化されていない。もとより、再選や党派支持の拡大という議会活動外の多くの活動は議員の「義務」ではない。議員として要求されるマナーや一定と兼職等の制限を受けるも、その義務付けられた行為に対し報酬は非常高額である。世界的水準からしても高いことはよく指摘されている。

議員に義務化された活動からしてその報酬は高く、本来議員に期待される議員として見識を高めたり、その自治体の実情を知り調査して議会活動に反映することは、そもそも報酬でもって十分報われるものであり、事実そうになっている。

加えて、議会活動に必要な費用の実費弁償は別途されるのであり、本来狭義の報酬や特別必要な費用以外は不要といえた。そのように考えられ、国会議員における立法事務費のようなものは全く想定されなかったのである。

ところが、東京都など大きな議会での第二の報酬、費用弁償ともいうべき事実上の「調査研究費」の支給が手前味噌的に全国化していき、都道府県、政令市から市町村の一部にまで事実上支給される実情の下にこれが社会問題となり、

裁判でも是正を求められることが生じた。そこで、全面禁止でなく限定した条件の下に条例を定めて支給することが可能とされたのが、地方自治法100条の改正であった。

したがって、「政務調査費」の支給については、本来203条の報酬や費用弁償、期末手当、さらには退職金、退職一時金などで高額の報酬、費用弁償、手当、金員が支給されることを踏まえ、これらでは荷い難い純粋な議員の不可欠な活動としての調査研究に必要な経費であり、且つその一部であることが明らかにされることが条件とされているというべきである。

ところで、法100条の改正で条例により「調査研究に資するため必要な経費の一部」が会派または議員に交付することが認められるようになり(法100条13項)、本件茨木市の条例もこれに基づくが、これは議員会派または議員のあくまで茨木市議会の議員としての調査研究費用であり、いやしくも政党政治活動、再選挙、支持者拡大の活動とは明確に切り離されたもので、その調査・研究の性格内容が、市の議員としてのものであることの説明責任を果たしうるものとして委嘱が成立しているとしての経費実費の一部補填というべきである。

本件政務調査費の原資は、公金(税金)であり、市民に対してその内容、その額、相当性等説明責任を有するものであるから議員が主観的勝手に使ってよい報酬と異なり、「渡し金」の給付金とは本質的に異なるものである。

したがって、いやしくも私的流用の疑い、また私的利用との混入は避けるべきであり、議員としての教養見識を高めるものであってもそれは歳費たる月額給与で賄うべきであり、政務調査費の第二給与化は厳に避けなければならない。

パソコン、プリンター、カメラ等備品、また残存することになる文具、用具は、結局個人の私物化されるのであり、そもそも私的利用が予定されているといえ、不法不当になるものが多いといえる。

特に近時茨木市の議員活動の実態は、政治的立場からする主義主張はまだしも、自らの再選のための集票準備活動や一部住民の利権擁護や代弁活動(例えば口利き)が多く、真に茨木市全体の公的目的からする市民全体に役立ち、調査研究で議員の正当かつ期待される議会を充実させる活動に有効、効率、経済的な使われ方をしていると言えないものが多い。これは法2条14項等地方自治体関係法の規定する公益性、効率性ある使用を担保する水準に程遠い。

調査研究費は議員や会派が使う一般費用の一部ならよいというものでなく、その公正な目的、有効、有用性等を市民に説明できないものは適正な交付でなく、仮に支出してもその返還清算をしなければならないというべきである。

以上の基本的な基準を茨木市議員らの支出している具体的項目についていうと次のとおり認められるものと認められないものの区別ができる。

ア 本代(書籍)

書籍名、内容、個別的説明から政務調査研究費として目的、必要性、有効性が判るものであること。一般の議会図書、公的図書館としての入手利用が困難なものは一定認められる余地はあるも、その余は認められない。

イ 写真

調査研究用のものであることが判るもの。その余は認められない。

ウ 送料、切手、ハガキ

政務調査用のものであることが判るもの。その余は認められない。

エ パソコンその他機器類、PC用紙

他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入や維持費は、本来政務調査研究費でない。これらを一部調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。

オ 新聞

一般紙など、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。政党紙、宗教紙を定期購読するなど個人党派、宗教への貢献でしかない。個人家庭で購入が多く必要でない。

カ コピー代

調査研究のため必要相当なものはその説明ができる範囲で認められる。

キ 消耗品、文具、封筒など

他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。政務調査のためこれらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペン、スタンプなどそれ自体は本件の必要経費ではない。

ク 印刷費

調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、市民に無差別大量配布するようなもの、議員広報活動、市政報告となるものなどは除かれる。

ケ 飲料、茶菓子等

政務調査との関係なく、認められない。

コ タクシー代

調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。説明できていない不特定のものは認められない。

サ 駐車場代

調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。説明できていない不特定のものは認められない。

シ 高速料金、ガソリン代

調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。説明できていない不特定のものは認められない。

ス 人件費

事務所人件費は他の目的（私用、選挙その他）の利用が多く、調査、研究のため日常の必要性も薄く原則認められない。

但し、調査目的内容から具体的に一時的なスタッフ経費として必要なもの

は個別的に認める余地がある。

セ 光熱費（事務所、自宅など）

調査研究と直接関係がなく、認められない。

ソ 事務所費（賃料、維持費など）

スと同じ。事務所は調査研究のため不可欠のものでなく。個別必要性もほとんど認め難い。

タ 通信費

電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は私用など他の利用もあり不相当。個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。

チ ホームページ作成、維持費

これらは議員としての広告、宣伝が主であり、政務調査としては不要で認められない。

ツ 視察経費

個別調査研究の必要性、有用性が報告され、その実行したもので相当なものに限られる。一般的な団体見学は認められない。

テ 研究会

その議員活動の調査研究への必要性と成果が報告され、相当額なものに限り認められる。

ト カメラ、什器、事務品

他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。

ナ 広報費、市政報告

市の広報内容や一般議会報告を主にした自らの議員活動広報のための新聞やチラシは、政務調査研究費として認められない。

ニ 会場費

法律相談、市民相談会場として利用されたものは政務調査研究費としては認められない。

本件条例、規則、内規の違法性、運用の違法性について

ア 総論

法100条13項は、政務調査費の交付の対象、額、及び給付の方法は、条例で定めなければならないと規定し、政務調査費の交付につき、その手続的なことだけを定めているだけで、具体的内容については詳しく定められていない。しかし、同条項に基づき条例を定めるとしても、地方自治法が政務調査費を認めた趣旨の枠内で定めることができるのであり、条例がこの趣旨を逸脱するときには、違法無効ということになる。

政務調査費に関する現状の茨木市の条例や規則も、地方自治の本旨、法100条13項及び法2条14項の趣旨に拘束され、その内容が同条項の趣旨を踏まえている限りにおいて有効と解される（法14条1項）が、「議会の議員の調査研

究に資するために必要な経費の一部」でなければならないのに、その範囲を越え上記法の趣旨を逸脱する場合には、形式的に政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法が条例で定められていても、それは違法・無効と解さざるをえない。使途基準についても、議員の調査研究に資するための経費の一部に該当するかどうかによって、その妥当性が検討されなければならない（法2条14項、地方財政法8条）。

なお、「茨木市議会政務調査費に関する条例」について、上記法の趣旨の範囲内で厳正な解釈・運用が求められる限りは条例そのものまで違法と主張するものではない。

しかし、現実には規則、内規、運用について、以下のとおり違法である。

イ 規則について

（ア）はじめに

「茨木市議会政務調査費の交付に関する規則（以下、「本件規則」とする。）」の別表第1及び別表第2は政務調査費の使途基準につき定めるが、法旨からしてこれら使途基準についても限定的に解釈すべきであり、会派・議員の調査研究に資するための経費以外に流用されやすい基準は適正、正当な基準とはいえず違法である。

（イ）広報・広聴費

広報・広聴費の使途は、市政に関する政務調査に関する広報・広聴に限定される。しかしながら、本件規則には、市政に関する政務調査・報告とそれ以外の会派・議員個人の活動報告との区別が明確に定められていない。これでは、本来市政の政務調査研究と無関係な会派・議員独自の広報・広聴への政務調査費支出が可能になり、適正妥当でない。

また、そもそも、会派・議員が市政について市民に報告し、市民から意見を聴くことは報酬を得ている議員としての本来の職務に他ならず、議員報酬とは別に政務調査費という形で広報・広聴費を支給することは必要ない。

仮に、政務調査研究の結果の広報が必要でありそのための費用も法が認める政務調査研究費の一部に含まれるとしても、多くは再選・地盤開拓維持活動に絡む性質のものであり、支援者集会等に流用されているのが実態であり不適法かつ不必要と言わざるを得ない。

（ウ）人件費

本件規則は、「会派・議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」を、人件費として支出を認めているが、調査研究活動を補助する職員が、それを専業とするわけではなく、それ以外の職務にも従事させられる可能性を排除できない。さらに、調査研究活動を補助する能力もない親族等を単なる名目上の補助職員とし、それを費用化するも実質的に調査研究事務に従事させない可能性もある。

このように、会派・議員の調査研究に資するための経費以外に流用されやすく、現実的にも乱脈な使われ方をしている人件費を政務調査研究費の

使途項目とすることは適正でなく違法である。

(エ) 事務所費

人口約27万人(2008年10月現在)、面積約76平方キロメートル程の規模である茨木市の市議会会派・議員に、政務調査研究のため日常的に使用する事務所は不適法不要である。事務所費の実態は会派の内部事務や議員の再選活動に使用されている。

ウ 内規について

(ア) はじめに

「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規(以下、「本件内規」とする。)」の別表第1及び別表第2は政務調査費の支出基準につき定めるが、前述した使途基準から考えると、会派・議員の調査研究に資するための支出基準として不適法不当なものがあり、以下の点で違法である。

(イ) 日当(研究研修費、調査旅費)

調査研究に日当を支出することは違法である。議員としての活動に対しては議員報酬が支払われ、政務調査研究活動に対し改めて日当を支払うことは給与の二重支払であり違法という他ない。調査研究のための交通費・宿泊費の実費支給をもって足りるというべきである。

(ウ) 講師弁当代(研究研修費)

講師謝礼とは別途に講師弁当代を支出する必要はない。必要な最小限の講師謝礼で支出を認めれば足り、このような費目の支出を認める本件内規は違法である。

(エ) 海外視察(調査旅費)

市会議員の海外視察は、個人の体験に属し、しかも半ば物見遊山の観光旅行であるのが実情であり、議員の調査研究に資するためのものではない。本件内規が調査旅費の海外視察の項目において日当を支給しないと定めているが、内規自体が事実上海外視察を半ば観光旅行であると認めていることになる。

このように、日当支給の必要性を自ら否定する海外視察を調査旅費の支出項目として掲げる本件内規は違法である。

また、本来、現代の議員が市政活動を行うにあたって必要な調査研究は、各種図書館・インターネット等によって十分可能であり、人口約27万人(2008年10月現在)程の地方都市たる茨木市の議員にとり、特別の海外視察は必要ない。

(オ) 事務機器購入費(資料作成費)

事務機器は、いずれも会派・議員の私物となる。その購入費は公私の区別が困難な費目であって、本件内規は違法である。特に、「コピー機、印刷機、パソコン、カメラ、ビデオ等の機器購入は、任期中各1台とする。」との定めは、これら機器の新規購入が不要な場合にまで二期目以降の新規購入を許すことになり、不当性も甚だしい。

また、リース代、修理費等も同様である。

(カ) 資料購入費

本件内規は、資料購入費として「新聞」の購入費を認めているが、私的に利用される。一般紙は容易に閲覧入手でき、私的な情報源ともなりうるものであり、その購入費は公私の区別が困難な費目であるから、本件内規は違法である。

また、一般紙は市役所・市図書館に常備されており（議会でまとめて一部購入することもある）、情報が必要な度に閲覧等すれば足りる。政務調査費支出の有効性・効率性・経済性に鑑みると、一般紙を個人、会派が毎日購読することに何らの妥当性はない。

その他の新聞、図書についても、厳正なる運用を図るという趣旨から、その必要性の具体的説明が尽くされてはじめて、政務調査研究に資する費用の一部にあたるかどうかを厳正にチェックされなければならない。

(キ) 自宅兼事務所の維持管理費（事務所費）

本件内規は、事務所費として、自宅兼事務所の維持管理費支出を認めており違法である。議員は、その生活を前提とする自宅の維持管理に必要な経費を議員報酬として得ており、それにもかかわらず、政務調査費として自宅兼事務所の維持管理費支出を認めると、議員がその自宅の維持管理に必要な経費を二重に取得することとなるからである。

仮に、百歩譲って支出を認めるとしても、具体的に上記維持費のうちどの部分が事務所に関するものであり、どの部分が自宅に関するものであるかが明らかに説明されなければならない。

(ク) ガソリン代の取り扱い（研究研修費、調査旅費、広報・広聴費）

ガソリン代の取り扱いにつき定めた本件内規のうち別表第1別記1は違法である。

上記規定は、具体的必要性を特定せずに、研究研修、調査出張、広報・広聴で自家用車を使用した際のガソリン代年額使用量の70パーセントを交通費として支出することを認めていたが、平成19年4月から50パーセントにした。自家用車のガソリン代は公私の区別が困難な費目であり、政務調査費をこのような費目に対して支出することを許す定め方は50パーセントにしてもそれ自体が違法である。

仮に、支出を認めるにしても、自家用車の具体的な使用状況を議員が明らかにすることが必要であり、調査研究より他にも利用されることの多い自家用車利用につき、一律に年額使用量の50パーセントの支出を認めることは違法である。政務調査費は、議員報酬と異なり、市民からの付託を受けたいわば預かり金たる性質を有するものであるから、政務調査研究に資する具体的な利用状況に応じて支払われるべきである。

年使用量の70パーセントであれ50パーセントであれ、極めて甘いルーズなものであることを示している。このような支出を許す手前味噌の内規は、市長・議会の癒着の産物であり、第二報酬化を推進するものである。

(ケ) 通信費の取り扱い（広報・広聴費）

通信費の取り扱いにつき定めた本件内規のうち別表第1別記3、同別表第2別記2は違法である。上記規定は、電話、携帯電話、インターネット使用料、プロバイダー契約料の支払額を合わせた年額使用量の70パーセントを通信費として支出することを認めていたが、平成19年4月より50パーセントにした。これら通信機器使用料は全て公私の区別が困難な費目であり、政務調査費をこのような費目に対して支出することを許す定め方は50パーセントにしてもそれ自体が違法である。

仮に、支出を認めるにしても、市政に関しての調査研究かどうかについて各通信機器の具体的な使用状況を明らかに説明することが必要であり、調査研究より他にも利用されることの多い自家用利用につき、一律に年額使用量の50パーセントの支出を認めることは違法である。政務調査費は、議員報酬と異なり、市民からの付託を受けたいわば預かり金たる性質を有するものであるから、政務調査研究に資する具体的な利用状況に応じて支払われるべきである。

年使用量の70パーセントであれ50パーセントであれ、極めて甘いルーズなものであることを示している。

このような支出を許す手前味噌の内規は、市長・議会の癒着の産物であり、第二報酬化を推進するものである。

エ 条例、規則、内規の運用の違法性

このような条例、規則、内規、そして運用は、茨木市において厳格な要件の点検もなく、説明責任も果たされずに議員一人当たり年間96万円（平成21年4月より年間48万円）の枠内なら、事実上、形式的な格好さえあればよいという状態にある。

市長を監視監督する議会の議員の調査研究費は、当の議会も市長以下の職員も実質チェックする作業などなしえていないし、やろうともしていない。

こうして今や調査研究費は第2の報酬化し、議員報酬額への市民の批判の眼を回避する費用となっている。監督当局も本件問題では監査能力は著しく低いか、放棄しているとさえいえる。

過去どうにも説明できないものについて、過去、改善を求める指摘がなされているが、そもそも議会会派や議員が事実上必要と支出してしまう不適法、不当なものへの支弁を厳正に反省する倫理観が市長や議会会派、議員にあるなら、政務調査費として現状支出されているものの大半は議員報酬の枠内で処理すべきこと明らかである。

まさに政務調査費は濫用されるべくして濫用されているという違法性がある。

に記述の分類と各会派、各議員の個別用途の違法評価の該当性

既に説明のとおり、政務調査費として適法と認められるものは、議員報酬や費用弁償外であること、一般的抽象的に正当と評価されるだけのものであること、そして、個別的具体的に公益上の必要性、有効性、効率性、経済性の説明責任を果たしていることが必要である。よって、厳正な点検をすれば政務調査

費として公的支給を認めるに足りるものはほとんどない。

申請人らは、その中でも具体的な支出内容を一定分類し、かつこれらが公費として認められず、むしろ私的活動や政務調査費の本来の目的外支出であることを申請人が指摘できるものは別表で一覧化例示している。(監査委員注記：別表省略。別添「監査項目一覧表」中、措置請求書別紙一覧表欄で記載)

政務調査費の違法、不当な使用事実並びにその理由

条例が限定適正利用を前提として適法としても、具体的には別表の通り会派及び各議員の政務調査費の支出は違法・不当である。(議員名は氏名のみで略させていただきます。)

明らかに目的外使用不当利得と認められる主なものに次のものがある。

ア 研究研修費(調査研究、宿泊代)

公明党は会派で大島一夫、篠原一代、坂口康博が富山市(なかまち居住推進事業)金沢市(風格ある美しい都市景観形成に関する諸施設について)へ、村井恒雄、河本光宏、松本泰典、青木順子は、藤沢市(藤沢市民病院救命救急センター)横浜市(教育文化センター)へ視察と称して参加しているが、積雪の地方都市「富山市や金沢市」と茨木市の都市環境とは全く異なる環境であり調査目的内容に整合するものではなく観光視察である。又茨木市が現在義いや行政において「市民病院や救命救急センター」の設置を議論されている訳でもなく、リアルタイムで政務調査が必要であるとは考えられず観光都市藤沢市と横浜市の観光視察であり、政務調査本来の目的外支出であり認められない。

イ 資料作成費

(ア)「市議会だより」等作成、印刷費

これらは、政務調査の結果報告書の作成とその印刷費ではなく、後援会誌(温泉旅行・ゴルフコンペ・ハイキング・芋掘り等の写真集)や、選挙向け議会報告書である。中には市の広報に記載されているものを丸写したのものもある。

該当する議員は河本光宏(付記番号3)、下野巖(付記番号4)、村井恒雄(付記番号9)、中内清孝(付記番号2)、坂口康博(付記番号8)、篠原一代(付記番号3)、青木順子(付記番号3)、松本泰典(付記番号5)である。会派では日本共産党(付記番号43)である。

(イ)HP更新料、活動版送料(広報費、資料作成費、資料購入費などの名目)

これも調査研究費として必要最少限で政務調査費を支給するに足る公益性に乏しい。市議会の一般広報活動のために、個人として車輜及びコンピューターを活用すること並びに発送作業を委託することは議員活動としては理解できる面もある。しかし、これらへの用途は本来の給与でならともかく、特別の本件調査研究費としては条例、規則、内規の枠を大きく越えるもので、またホームページ又はコンピューター・ソフトが、議員及び会派の調査研究に限って使用されたとしても、ハードディスクやソフトの保全管理は調査研究活動と無関係である。本使用経費も目的外、私的流用に

相当し違法、不当である。なお、議員情報誌の発送作業の委託は支持者拡大と選挙活動ともいえ、違法・不当性が問われる。

該当する議員は中内清孝（付記番号1・5）、山下慶喜（付記番号9）、大島一夫（付記番号5）、塚理（付記番号2）である。

（ウ）リース代

コピー機や電子複写機が政務調査費に不可欠なものではない。調査の手段として利用することは認められるが、私的利用に流用される可能性が高く区別が難しく機器そのものの代金や維持管理費は政務調査費ではない。

a コピー機リースでは、中村信彦（付記番号2・6）、安孫子浩子（付記番号1・3）、民主みらい（付記番号3・8）、日本共産党（付記番号2・28）である。

b 電子複写機リースでは、公明党（付記番号1・10）である。

c リソグラフのリースでは、民主みらい（付記番号1・7）である。

ウ 資料購入費

（ア）書籍

会派、議員や担当市職員は、書籍の領収書であればいかなる書籍であっても政務調査に関するものとして認められると運用しているようだが、一般常識を得るためのものや学習的なものは、特別に必要との説明がないと政務調査のためのものと認められない。一般常識は当然議員としての資質として持っていなければならないものである。

特に、坂口康博（付記番号2・5・7・12・13）は大量の書籍を購入しているが一般教養としての分野の域を出ない書であり特に茨木市の政務調査を目的上必要とされる書籍であるとは認められない。不当である。

（イ）デジカメ写真機

青木順子（付記番号2）、松本泰典（付記番号3）、滝ノ上万記（付記番号3）、福丸孝之（付記番号5）の新委員4品が4人とも揃ってデジタルカメラ購入しているが、これは内規などで可能とされているため千代憂さそのものに不必要であっても、ゴールデンウィークその他で私的利用できるので新年度前の支給費で買ったと思われる。提出されている資料からはカメラが必要だったことを証する資料もない。

（ウ）パソコン

友次通憲（付記番号2）は2009年3月8日にノートパソコンを、安孫子浩子（付記番号5）は2009年3月29日にパソコンを夫々購入してその費用請求をしている。私用目的の為の物品購入費に流用されている。

（エ）テブラ印刷機

上田嘉夫（付記番号7）が購入している。しかし、何れも政務調査そのものに必要なものではない。手段として使用することはあっても、茨木市議会以外の政党、党派、選挙、後援会活動や私的利用に流用されるもので利用の区別も難しく政務調査費としては認められない。

エ 広報・広聴費

(ア) 市政報告書、印刷、郵送費

ハガキや切手、大量の用紙や封筒やボールペンは私的流用や選挙活動、議員の日常の支持者拡大活動や後援会紙やチラシの作成に利用される。特に調査研究のため大量に必要とする個別説明が充分になされていない限り認められない。

郵送費では桂睦子（付記番号10）が、村井恒雄（付記番号6）が記念切手を購入している。

次の会派及び議員は、大量の文房具や封筒などを購入している。これもハガキと同様、私的流用性が高い。特別の個別必要性の説明がなされていない限り認められない。

福丸孝之の4万4570円、河本光宏の1万6905円、松本泰典の4842円、坂口康博の3507円、辰見登の2万1000円、桂睦子の1万9338円、村井恒雄の8978円、自由民主党市民会議の3万7978円、上田光夫の5万9637円、上田嘉夫の2120円、田中総司の5546円、下野巖の4410円がある。刷新市民フォーラムの4896円は比較的小額であるがボールペンやノートやファイルといった私的流用可能な物品を購入していて、政務調査とは凡そ無関係であり到底認められない。

上田嘉夫が18年度と19年度の監査において返還の勧告を受けているにも拘らず村井恒雄は記念切手発売日に記念切手シートを購入し私物化し全く反省がない。

(イ) ガソリン代、高速料、駐車料代金

私用目的に購入された自家用車を使い、公私の区別の出来ない費用に公金を使うことは許されない。

a 駐車場代

坂口康博は市民との意見交換のためと称し、2009年3月26日16時35分から20時25分までのT / 長堀中第3駐車場の領収書1200円（付記番号11）を添付して政務調査費として請求受領している。この領収書は大阪市淀区内の駐車場のものであり、茨木市民がわざわざ大阪市内で政務調査に関して意見交換する必要性は無く、行なうのであれば市役所南館の市民サロン等で為せばよいことである。

b ガソリン代

ガソリン代として、河本光宏の6715円、篠原一代の7299円、坂口康博の48879円、大島一夫の1万923円、青木順子の5613円、松本泰典の2686円、辰見登の8794円、山本隆俊の1万6815円、中村信彦の1万2919円、石井強の6997円、大野幾子の6133円、上田嘉夫の7716円、木本保平の2万4250円、山下慶喜の213円、田中総司の4060円、滝ノ上万記の6927円、以上16人と前回の21人より少なくなったものの、32人中の半数の議員が使用目的に購入した自家用車のガソリン代を公費だとして請求し受領している。

オ 人件費

この費用は個別調査に伴う経費はともかく、常時のアルバイトを雇い、人

件費として調査研究費を使うことは必要性、公益性に乏しく説明責任を欠いている。仮にやむを得ない場合も、次の点の厳格な公益性、有効性、効率性、経済性の証明で説明責任を果たしていることが必要である。

- (ア) 政務調査活動を補助するのみの職員の雇用であること。
- (イ) そして従事する場所は、特定の調査活動が説明されたもの、議員単独使用事務所又は会派の事務所にて調査研究をまとめる等従事し、支持者応接や選挙等活动など他の目的に従事していないこと。
- (ウ) 名目だけでなく勤務実態があり、時間給により賃金を受ける場合は、勤務時間数、日給による場合は、勤務日数の明示があること。
- (エ) 給与支払い明細が提出されていること。本人用控のコピー添付が必要である。

辰見登の6万円、羽東孝の6万円、石井強の6万円、木本保平の6万円、上田嘉夫の6万円、桂睦子の4万円、山本隆俊の6万円は、上記の条件を証する資料もなく不当である。

議員が提出した領収書の発行人が氏名の非公開を希望していないにも拘らず事務局が氏名を伏せているのは違法、不当である。

カ 事務所費

本来、この種の費用は調査研究費としての必要性に乏しい。公益性、有効性、効率性、経済性の証明で説明責任を果たしていることが必要である。

- (ア) 電話代（携帯電話含む）

公私の区別のつけ難いこの費用は調査研究費として認めるのは不当である。ましてや一般家庭用の電話回線の利用を公務用として認めるべきでない。

携帯電話によるメールの利用が出来るモードを設定している村井恒雄、特に大島一夫は携帯電話にホームページを設定し議会や政策情報を知らせる為に開設したと言っているが、実際にどれだけ頻繁に発信し、アクセクされたか説明されるべきである。

茨木市民が携帯電話を領してまでリアルタイムに議会や政策情報をキャッチすることを必要とする情報内容は存在しない。

村井恒雄、大島一夫議員は、調査に関係した相手との調査の必要性を公開すべきである。

- (イ) 事務所費用（賃借料）

本来不必要である。山本隆俊の6万円、木本保平の6万円、大谷敏子の5万8000円、小林美智子の6万円、安孫子浩子の6万円は、いずれも政務調査研究費としているが不当である。以下、次の点が指摘できる。

- a 何れの議員も後援会事務所である。政務調査のための事務所ではない。
- b 大谷敏子事務所は常時使用されている形跡はない。
- c 木本保平は居住住所と同一建物であり所有名義人が妻を代表者とする法人になっているだけであり、自宅、自営会社と見做すべきであり規則にも違反している。

d 山本隆俊は飲食街にあり、看板を出して議員宣伝を狙ったものであり、政務調査事務所として日常使用していない。

e 小林美智子は事務所として利用するのではなくむしろ支持者や選挙運動員の子供保護預り場として利用されている。

本件についても、議員が提出した契約書の一部に契約者名を議会事務局が伏しているが人件費の領収書の場合と同様違法、不当である。

(ウ) ガス・水道・電力費用は政務調査の必要経費でない。

羽東孝の2万円、石井強の2万円、上田嘉夫の2万円、辰見登の2万円は不当である。

議員報酬で処理すべきで本来不必要である。

(エ) インターネット

PCソフト・PC用紙・PC周辺部品の購入については、政務調査専用であるとすれば使用目的を明確にすべきである。特に用紙を大量に購入し一方では業者に印刷発注しているケースがある。

会派では公明党の5万2500円、日本共産党の7万9238円、民主みらいの2万6766円、変えていく力の8830円、議員では友次通憲の9万140円、滝ノ上万記の8万5470円、田中総司の4万9276円、辰見登の2万3500円、大谷敏子の1万7000円、山本隆俊の1万1560円、坂口康博の8800円、松本泰典の6595円、桂睦子の2260円、山下慶喜の5970円、上田嘉夫の1530円、中村信彦の298円については使用目的を明確にすべきである。

(オ) ホームページ及び更新料

中内清孝、山下慶喜、塚理、大島一夫は携帯電話のホームページまでその費用をそれぞれ請求取得しているが不当である。

これも党派又は選挙用私的利用があり、歳費の範囲内である。市と基準項目の「広報費」の内容には、広報媒体の保全管理のための経費まで許容する余地はない。

不適正な支出使途と茨木市の被った損害

別紙一覧表(略)の通り

ア 会派

次の通り

・公明党	6 1 万 6 8 5 1 円
・自由民主党・市民会議	1 2 万 5 4 7 1 円
・民主みらい	1 0 万 6 2 4 7 円
・刷新市民フォーラム	1 万 1 9 7 6 円
・日本共産党	3 8 万 5 6 6 8 円
・変えていく力	1 万 2 4 7 5 円
合計	1 2 5 万 8 6 8 8 円

イ 議員

次の通り

・大島一夫	3万9281円
・青木順子	4万4063円
・篠原一代	2万8026円
・松本泰典	5万9599円
・坂口康博	6万0844円
・河本光宏	5万4549円
・村井恒雄	6万0206円
・上田嘉夫	14万0000円
・上田光夫	6万5037円
・下野巖	14万0000円
・中内清孝	14万0000円
・木本保平	14万0000円
・大谷敏子	14万0000円
・中村信彦	8万5644円
・安孫子浩子	13万2750円
・滝ノ上万記	12万2127円
・友次通憲	9万6333円
・石井強	12万5800円
・田中総司	6万2235円
・桂睦子	6万2130円
・小林美智子	6万9033円
・辰見登	15万0000円
・羽東孝	11万6080円
・山本隆俊	15万0000円
・岩本守	2万0000円
・朝田充	4万0000円
・畑中剛	4万0000円
・阿字地洋子	4万0000円
・塚理	15万0000円
・大野幾子	2万9727円
・福丸孝之	6万9320円
・山下慶喜	4万5884円
合計	271万8668円
総合計	397万7356円

(2) 措置要求

上記(1) - の茨木市の蒙った損害額の通り、損害額の返還を市長が各会派、各議員に対し求めるよう勧告されること。監査委員が申請人の措置要求を認めない案件については、申請人が会派・個人各議員の項目毎に理由を明記している様に、その適法性を積極的に認めた説明責任が果たされている理由を項目毎に明記されたい。

政務調査費を認めるとしても必要で有効、効率、経済的なもので公益性の説明できるものに限り支出できるよう運用を求め、現状のような安易な支出をやめさせること。

(3) 措置請求書に添付された事実を証する書面(以下「事実証明書」という。)

政務調査費収支報告書・領収書などの分析評価による、違法・不当性として
監査請求した事項一覧表

平成20年度政務調査費収支報告書

支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性

(4) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査の要求

本件は、政務調査費についての公益性、適法性と3E(有効性、効率性、経済性)を全うすることを求め、公費支出への説明責任を全うするよう条例並びに規程の制定、解釈運用することを求め、前記是正措置を求めるものである。

本件事案の趣旨に鑑み、議員は監査委員として本件に関与することは利益相反行為として不適切であり、また、他の現状の監査委員も議会、議員への独立性の脆弱さに鑑み、個別外部監査により監査されるよう市長及び議会に対して監査委員より勧告することを申し添える。(なお、同種事例で多くの市町村において個別外部監査を実施されていることは周知のところである。)

(監査委員注記：添付書類として提出された、「政務調査費収支報告書・領収書などの分析評価による、違法・不当性として監査請求した事項一覧表」(以下「別紙一覧表」という。))「平成20年度政務調査費収支報告書」、「支出分類項目の視点及び調査費支出の違法不当性」は、添付を省略する。)

4 請求の要件審査

請求は、形式上、所定の要件を備えているものと認め受理した。

第2 監査委員の除斥等

小林美智子監査委員及び上田光夫監査委員は、地方自治法(以下「自治法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

なお、請求人は個別外部監査によることを求めているが、茨木市においては個別外部監査に基づく監査に関する条例が制定されておらず、自治法第252条の43第1項の適用はない。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨及び請求人の陳述内容から、平成21年2月分から平成21年3月分までの政務調査費交付金について、茨木市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「本件条例」という。)に基づく茨木市議会政務調査費の交付に関する規則(以下「本件規則」という。)及び茨木市議会政務調査費の支出に関する内規(以下「本件内規」という。)が違法であるのかどうか、交付金のうち、茨木市議会の6会派、32議員の使途に違法・不当があり、不当利得となっているのかどうか、についての監査を求めているものと解した。

2 監査対象部課

市議会事務局 総務課

3 請求人の証拠の提出及び陳述並びに関係職員の陳述聴取

- (1) 措置請求書及び事実証明書の内容に関して、関係書類の提出を求め調査した。
- (2) 平成22年4月16日に、請求人に対し自治法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人7人のうち1人の出席を得て実施した。請求人は、陳述において請求の要旨の補足を行った。
- (3) 平成22年4月16日に関係職員(市議会事務局長、同局次長兼議事課長、同局副理事兼総務課長、同課主幹兼調査係長)から陳述の聴取を行った。また、当該席上においては、自治法第242条第7項に基づき、請求人のうち1人が立ち会った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 政務調査費に関する法令等について

自治法第100条第14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる旨を定めている。茨木市では、この規定に基づき、本件条例及び本件規則が定められている。

本件条例では、政務調査費は、茨木市議会における会派及び議員の職にある者に対して交付するものとし、会派に対する政務調査費は、基準日(各月1日)における当該会派の所属議員の数に応じて、また、議員に対する政務調査費は、基準日に在職する議員に対して、別表により月額を交付するとされている。

次に、政務調査費の用途については、本件条例第6条で、「政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定されている。これを受けて、本件規則第5条に基づく別表第1、別表第2で、「研究研修費」、「調査旅費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報・広聴費」、「人件費」、「事務所費」及び「その他の経費」として項目が定められ、項目ごとに基準の内容が列記されている。

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、本件条例第8条で、「政務調査費収支報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類(以下「会計帳簿等」という。)を添えて、議長に提出しなければならない。」と規定されている。

これらの用途基準及び証拠書類の取扱い等政務調査費の支出に関しては、本件内規で、必要事項が定められている。

(2) 平成21年2月から平成21年3月分の茨木市議会政務調査費の交付状況について

平成21年2月12日、平成21年2月から平成21年3月分について、会派、議員から交付申請があり、交付決定している。

ア 会派交付分(6会派)	1,500,000円
イ 議員交付分(32人)	3,620,000円

平成21年2月23日に交付（支出）を行っている。

平成21年4月30日までに、会派、議員から議長に収支報告書が提出され、平成21年5月25日に精算戻入している。

平成21年5月21日、議長から茨木市長あて、報告書（写）を送付している。

2 監査委員の判断

請求人は、本件規則、本件内規が違法であると、また、別紙一覧表に掲げた支出については、政務調査費の使途として違法・不当であると主張している。

そこで、本件規則、本件内規が違法であるのかどうか、また、別紙一覧表に掲げられた政務調査費の使途が違法・不当であるのかどうかを検討する。

(1) 規則、内規の違法・不当性について

政務調査費は、平成12年に自治法の一部改正（平成12年法律第89号）により、法定化されたもので、その立法趣旨は、地方議会の審議能力を強化し、地方議員の調査活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保することとされている。

また、政務調査費の使途については、法の趣旨に反しない限りにおいて条例の定めるところに従うもの（京都地裁 平成16年9月15日判決、同地裁 平成17年8月25日判決）と判断されている。

本件条例には、交付の対象、額及び交付の方法のほか、政務調査費の使途基準を別に定め、その基準に従って使用し、市政に関する調査研究に必要な経費以外に充ててはならないと定められている。これを受けて、本件規則第5条において、使途基準を定めている。また、この使途基準の細部の運用として、本件内規第2で取扱い及び支出基準を定めている。

本件条例及び本件規則が、全国市議会議長会が示している準則（政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会報告書 平成12年10月）をベースに作成されている（関係職員による。平成18年7月19日の大阪地裁判決によれば、全国市議会議長会が示した規程（標準例）、規則案（標準例）に記載された項目、内容は政務調査費を使用する際の具体的な指標を類型別に例示したもので、自治法第100条第12項（当時）の趣旨に反するものとはいえないとされている（控訴審の大阪高裁判決も同様）。）こと、法の趣旨が、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることにあること、また、法の趣旨に反しない限りにおいて条例の定めるところに従うとする京都地裁の判決から判断すると、本件規則及び本件内規は法の趣旨に沿ったものといえる。

請求人は、本件規則について、広報・広聴費、人件費、事務所費は、調査研究活動以外の経費に使用されやすいなどと主張し、さらに、本件内規別表1及び別表2について、公私の区別が困難な費目あるいは議員報酬との重複などと主張し、違法としている。本件規則、本件内規が、法の趣旨に反するかどうかについては、平成16年4月14日の東京高裁判決によれば、政務調査費を（規程において使途基準の一つとして定められた）当該使途に用いることが、政務調査費交付制度の制定の趣旨に反するものか否か、また委任の範囲を逸脱するものか否かを基準とすべ

きであるとしたうえで、議員の調査研究に資するため必要な経費とは、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、制度の制定の趣旨に鑑みると、議会の活性化を図るため議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のために有益な費用も含まれるとされている。加えて、平成19年2月9日の札幌高裁判決によれば、調査活動と市政との関連性について、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性等も極めて広範な裁量の下に行われるとし、一見して明らかに市政とは無関係であるものなど以外は認めるのが相当としている。これらのことを考え合わせると、請求人の主張は、法の趣旨に沿っているものとはいえず、認めることはできない。

(2) 個別事項の違法・不当性の検討

請求人は、「支出分類項目の視点」とする一定の基準を作成し、これを基準に支出の適否を判断している。この基準は、支出を本代やパソコン機器、消耗品などに分類し、例えば本代では書籍名、内容から政務調査研究費として目的が判るもので、かつ、一般の教養、議会、公的図書としての入手利用が困難なものは認められ、その余は認められないとし、また、パソコン機器や消耗品では他の目的にも多く利用でき私的財産化されるとするなど、請求人の主観をもとに主張するものである。

しかし、これら主張は請求人が、規則、内規を違法と主張する理由を言葉を変えて繰り返しているにすぎないものであり、規則、内規についての請求人の主張が前記のとおり認められない以上、これらの主張も法の趣旨に沿ったものとは認められない。したがって、請求人が違法・不当とする別紙一覧表のうち、この基準のみによって用途を違法と主張する項目（費目）あるいは経費については理由がないものと判断する。

また、請求人が違法・不当とする別紙一覧表について、本件用途基準に沿った用途であるかどうかの監査委員の判断は、別添「監査項目一覧表」のとおりである。

なお、本件監査過程で、措置請求書中、「第5、不適正な支出用途と茨木市の被った損害」(本件監査結果では13～14ページ)に損害額の違算、本文中「第4、政務調査費の違法、不当な使用事実並びにその理由」(本件監査結果では9ページ)に支出の事実のないものが一部認められた。

以上、請求人の主張には理由がなく、措置する必要はないものと判断する。

監査項目一覧表

会派名:公明党

措置請求書別紙一覧表				左記修正			監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 11	¥52,500	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア・ウ	私的活動に伴う支出 A3用紙20000枚の代金	—	¥52,500	紙代(A3)	内規別表2 (資料作成費—その他)に該当	—
2 5の一部 12、14	¥54,583	新聞	一般紙、議会や市の図書館が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥54,583	聖教新聞等 2~3月 3,820円、4,020円 読売新聞 1~3月 @3,823×3 朝日新聞 1~3月 @3,725×3 日経新聞 1~3月 @4,283×3 産経新聞 1~3月 @3,750×3	内規別表2 (資料購入費—新聞)に該当	—
3 7、13	¥36,950	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥36,950	電話通信料、FAX通信料、インターネット通信料 2月 9,309円 3月 27,641円	内規別表2 (広報・広聴費—その他)に該当	—
4 3、4	¥370,300	視察経費	個別調査研究の必要性、有用性が報告され、その実行したもので相当なもの。一般的な団体見学は認められない。	エ	日当宿泊費の支払いは給与の二重支払い 1人3000円の日当と1人15000円の宿泊費	—	¥370,300	視察調査 富山市 3人 計 137,340円 鎌沢市 4人 計 232,960円	内規別表2 (調査旅費—旅費)に該当	—
5 2、6、9、10	¥102,518	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適当な備品購入の支出 電子複写機・印刷機は政務調査費でない。	—	¥102,518	電子複写機、プリンター、印刷機、印刷機器/分割購入 2~3月@25,335×2 封筒、フラットファイル 21,398円 印刷機インク 30,450円	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	—
	¥816,851						¥816,851			0
コメント:										

監査項目一覧表

会派名:自由民主党市民会議

措置請求書別紙一覧表				左記修正			監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 6,4,7	¥37,978	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア・ウ	私的活動に伴う支出 カッティングマット・グリップ・ホッチキス・定規・カッターナイフ・ハサミ・ゼロテープ・スタンプ台・テープカット・回転印・数字印・ボールペン・消しゴム・シャーペン	—	¥37,978	オフィス用品、OA用紙	内規別表2 (資料作成費—その他) (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	—
2 2,5	¥5,175	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥5,175	FAX通信料 2,3月分 5,175円	内規別表2 (広報・広聴費—その他)に該当	—
3 3	¥82,318	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不当な備品購入の支出 カラーコピー機	—	¥82,318	オフィス用品(トナーカラーカートリッジ)	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	—
	¥125,471						¥125,471			0
支給金額12万円が返還金額になる										

監査項目一覧表

会派名: 民主みらい

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
12	¥27,500	本代(書籍)	書籍名、内容から政務調査研究費として目的が判るもので、かつ一般の教養、議会、公的図書としての入手利用が困難なものとは認められ、その余は認められない。	ア	年度をオーバーしての購読は認められない。2009/2-1年分	附記番号2で年度内に販売されたのは、ディーファイル2月上旬号と2月下旬号、ピーコンオーソリティのvol.37となる。請求人の年度超過分は認められないとする主張から、附記番号2から上記3冊分の金額を引いた残額を修正後の金額とする。	¥26,250	自治体情報誌「ディーファイル」09年2,3,4,5,6,7月各月上・下旬号 2,500 x 12=30,000 「ピーコンオーソリティ・実践自治」VOL. 37,38 1,250 x 2=2,500 上記2誌のうち、年度内に販売の、ディーファイル2月上旬号と2月下旬号、ピーコンオーソリティのvol.37除く。	内規別表2(資料購入費-雑誌)に該当	—
2,5,10	¥26,766	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア・ウ	私的活動に伴う支出。用紙と文房具	—	¥26,766	コピー用紙、ファイル、マウス針	内規別表2(資料作成費-その他)(事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	—
3,6,9	¥5,118	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥5,118	マイライン使用料(2~3月分)	内規別表2(広報・広聴費-その他)に該当	—
4,1,3,7,8	¥46,863	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適当な備品購入の支出 リソグラフ印刷機	—	¥46,863	リソグラフ印刷機リース代、25,200円 コピー機カウンタ料 21,663円	内規別表2(資料作成費-その他)(事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	—
	¥106,247						¥104,997			0
コメント:										

監査項目一覧表

会派名: 阿新市民フォーラム

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1,3	¥896	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 マーカー・マーカー消し	—	¥896	控入室 ホワイトボード用マーカー・マーカー消し	内規別表2(事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	—
2,2,4	¥5,004	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥5,004	FAX通信料 2月分 2,473円 3月分 2,531円	内規別表2(広報・広聴費-その他)に該当	—
3,5	¥6,076	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適当な備品購入の支出 コピー用紙	—	¥6,076	コピー用紙A4 5,000枚	内規別表2(事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	—
	¥11,976						¥11,976			0
コメント:										

監査項目一覧表

会派名: 日本共産党

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 12,38	¥79,238	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア・ウ	私的活動に伴う支出・不適当な備品購入添付されている12巻の請求書の一部に記載されている枚数のみで32500枚残りは不明。38巻の請求書では15000枚に及び判明している分だけでも47500枚に及ぶ。	—	¥79,238	紙、コピー用紙	内規別表2 (資料作成費—その他)に該当	—
2 23,40	¥8,600	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥8,600	以下3種の2~3月分 赤旗日刊 2,900円×2 赤旗日曜版 800円×2 大坂民主新報 600円×2	内規別表2 (資料購入費—新聞)に該当	—
3 4,5,25,29,30,31,42	¥30,034	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥30,034	電話 20,290円 インターネット 9,744円	内規別表2 (広報・広聴費—その他)に該当	—
4 2,13,14,28,39	¥35,146	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適当な備品購入の支出 印刷機・コピー	—	¥35,146	印刷機リース代 25,200円 コピー機保守点検代 9,946円	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料) (事務所費—事務用品・事務機器の修繕料等)に該当	—
5 43	¥200,100	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出 市政報告書	—	¥200,100	市政報告書作成・印刷代	内規別表2 (広報・広聴費—広報誌作成費等)に該当	—
6 7,8,9,32,41,44	¥32,550	会場費	法律相談、市民相談会場として利用されたものは政務調査研究費としては認められない。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出	—	¥32,550	研修会施設利用料 12,550円 6回分 研修会講師報酬費 10,000円×2回=20,000円	内規別表2 (研究研修費—会場費、講師謝金)に該当	—
	¥385,668						¥385,668			¥0
コメント:										

監査項目一覧表

会派名: 愛媛県共産党

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 1,4	¥8,830	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出・不適当な備品等の購入等の支出A4用紙5000枚	—	¥8,830	OA用紙	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	—
2 5	¥3,645	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥3,645	FAX通信料 2,3月分 3,645円	内規別表2 (広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥12,475						¥12,475			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 大島 一夫

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
12,3の一部	¥7,850	新聞	一般紙、雑報や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥7,850	読売新聞 2~3月分 3,925円×2	内規別表1 (資料購入費—新聞) に該当	—
26	¥10,923	高速料金、 ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限られる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出	—	¥10,923	ガソリン代 21,846円×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
37	¥16,308	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般雑持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥16,308	電話 8,016円 FAX 491円 携帯電話 10,188円 インターネット 13,914円 計32,617円×1/2=16,308.5円	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
45	¥4,200	ホームページ	不費で認められない。議員としての広告、宣伝が主である。私的財産化される。	ア	私的活動に伴う支出 携帯電話のホームページ設定	—	¥4,200	携帯電話用ホームページ 管理利用料 2~3月分 2,100円×2	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
	¥39,281						¥39,281			0
コメント:										

7

監査項目一覧表

議員名: 青木 順子

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
13	¥2,000	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	イ	政務調査以外の公明党活動に伴う支出である公明党議員全員同一チラシである	—	¥2,000	市政報告書版下代	内規別表1 (広報・広聴費—広報誌作成費等) に該当	—
24	¥5,613	高速料金、 ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限られる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代	—	¥5,613	ガソリン代 11,226円×1/2= 5,613円	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
32	¥36,450	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適当なデジカメ購入の支出 新議員が調査にカメラが何故必要か、使途が無いので私物可能なものを購入した。	—	¥36,450	デジタルカメラとその付属品	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等) に該当	—
	¥44,083						¥44,083			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 篠原 一代

措置請求書別紙一覧表				左記修正		監査委員判断				
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
14.5	¥8,766	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥8,766	日経新聞2~3月分 4,383円×2=8,766円	内規別表1 (資料購入費—新聞) に該当	—
2.3	¥2,000	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	イ	公明党の宣伝紙に等しい。公明党党员全員同一のチラシである。	—	¥2,000	市政報告書版下代	内規別表1 (資料作成費—その他) に該当	—
3.8	¥7,299	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限って認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代	—	¥7,299	ガソリン代 14,598円×1/2=7,299円	内規別表1 (資料作成費—その他) に該当	—
4.9	¥9,961	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥9,961	電話 6,179円 携帯電話 12,744円 インターネット 1,000円 計19,923円×1/2=9,961.5円	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
	¥28,026						¥28,026			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 松本 泰典

措置請求書別紙一覧表				左記修正		監査委員判断				
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
14.8	¥6,595	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用できる一般機材は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 用紙とカートリッジ	—	¥6,595	コピー用紙 インクカートリッジ	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等) に該当	—
2.2.7.9	¥10,133	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥10,133	読売新聞2~3月分 2,875円×2=5,750円 日経新聞3月分 4,383円	内規別表1 (資料購入費—新聞) に該当	—
3.6.10	¥4,842	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般機材は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥4,842	文具	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等) に該当	—
4.5	¥2,000	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	イ	公明党党员全員同一のチラシである。公明党の活動に伴う支出である。	—	¥2,000	市政報告書版下代	内規別表1 (広報・広聴費—広報誌作成費等) に該当	—
5.12	¥2,686	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限って認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代	—	¥2,686	ガソリン代 5,373円×1/2=2,686.5円	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
6.13	¥4,543	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥4,543	電話代 9,086円×1/2=4,543円	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
7.3	¥28,800	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機材は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適当な備品購入の支出	—	¥28,800	デジタルカメラ メモリーカード	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等) に該当	—
	¥59,599						¥59,599			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名:坂口 康博

指図書請求書別紙一覧表				左記修正		監査委員判断				
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 2,5,7,12,13	¥11,849	本代(書籍)	書籍名、内容から政務調査研究費として目的が判るもので、かつ一般の教養、議会、公的図書としての入手利用が困難なものは認められ、その余は認められない。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥11,849	書籍	内規別表1(資料購入費—図書)に該当	—
2 4	¥8,800	パソコン機器、PO用紙	他の目的にも多く利用できる私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 購入品不明である。	—	¥8,800	パソコン周辺機器	内規別表1(資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
3 3,14	¥7,850	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥7,850	毎日新聞2~3月分 3,925円×2=7,850円	内規別表1(資料購入費—新聞)に該当	—
4 6,9	¥3,507	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 ノート・ファイルの購入。	—	¥3,507	事務用品 ノート、ファイル	内規別表1(資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
5 8	¥2,000	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	イ	政務調査以外の公明党活動に伴う支出である。党员全員同一内容のチラシです。	—	¥2,000	市政報告書版下代	内規別表1(資料作成費—その他)に該当	—
6 11	¥1,200	駐車場代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものとは認められない。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥1,200	駐車場代	内規別表1(広報・広聴費—その他)に該当	—
7 10,15	¥4,878	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものとは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代と高速料金である	—	¥4,878	高速道路通行料 700円 ガソリン代 8,359円×1/2=4,179.5円	内規別表1(広報・広聴費—その他)に該当	—
8 16	¥20,759	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 主に携帯とインターネット	—	¥20,759	電話 8,573円 携帯電話 18,879円 インターネット 14,068円 計41,518円×1/2=20,759円	内規別表1(広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥60,844						¥60,844			¥0

コメント:

監査項目一覧表

議員名:河本 光宏

指図書請求書別紙一覧表				左記修正		監査委員判断				
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 2,4	¥7,850	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥7,850	朝日新聞2~3月分 3,925円×2=7,850円	内規別表1(資料購入費—新聞)に該当	—
2 5	¥16,905	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 株式会社社務センター発行の領収書にはインク代と記載されているが「何に使用するインクなのか不明である。」	—	¥16,905	インク代	内規別表1(資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
3 3	¥2,000	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	イ	政務調査以外の公明党活動に伴う支出である。党员全員同一内容のチラシです	—	¥2,000	市政報告書版下代	内規別表1(広報・広聴費—広報誌作成費等)に該当	—
4 7	¥6,715	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものとは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代	—	¥6,715	ガソリン代 13,430円×1/2=6,715円	内規別表1(広報・広聴費—その他)に該当	—
5 6	¥21,079	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 主に携帯とインターネット	—	¥21,079	電話 11,223円 FAX 770円 携帯電話 18,825円 インターネット 11,340円 計42,158円×1/2=21,079円	内規別表1(広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥54,549						¥54,549			0

コメント:

監査項目一覧表

議員名: 村井 恒雄

措置請求書別紙一覧表				左記修正		監査委員判断				
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
18	¥5,335	本代(書籍)	書籍名、内容から政務調査研究費として目的が判るもので、かつ一般の教養、議会、公的図書としての入手利用が困難なものは認められ、その余は認められない。	ア	私的活動に伴う支出 バラク・オバマ合衆国再生大いなる希望を抱いて・世界地図・日本地図	—	¥5,335	書籍	内規別表1 (資料購入費—図書)に該当	—
25	¥4,884	写真	調査研究用のものであることが判るものは認められ、その余は認められない。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥4,884	デジカメプリント代	内規別表1 (広報・広聴費—広報誌等作成費)に該当	—
36	¥1,000	送料、切手、ハガキ	政務調査用のものであることが判るものは認められ、その余は認められない。	ア	私的活動に伴う支出 記念切手を買っている	—	¥1,000	切手代 50円×20枚	内規別表1 (広報・広聴費—広報誌等作成費)に該当	—
44	¥3,725	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	金額係記	¥3,725	読売新聞2月分 3,725円	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
52	¥10,981	コピー代	調査研究のため必要相当なものはその説明がある範囲で認められる。	ア	私的活動に伴う支出 株式会社学校事務センター発行の領収書が添付されているが何の代金か不明である。議員本人は「コピー化料」と記入しているがコピー代の項目とした	—	¥10,981	コピーカウント料	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
63,7	¥8,978	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 クリアホルダー・フラットファイル・ホルダー・ブックエンドと議員が報告しているがジェスコの領収書からは判断できない。現金により支給されているので、ポイント還元のあるカード使用は不当です	—	¥8,978	文具	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
79	¥2,000	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報誌、市政報告などは除くべきである。	イ	政務調査以外の公明党活動に伴う支出である党員全員同一内容のチラシです	—	¥2,000	市政報告書版下代	内規別表1 (広報・広聴費—広報誌作成費等)に該当	—
811	¥23,303	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 主に携帯電話である	—	¥23,303	電話 21,252円 携帯電話 25,354円 計46,606円×1/2=23,303円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥60,206						¥60,216			

コメント:

監査項目一覧表

議員名: 上田 嘉夫

措置請求書別紙一覧表				左記修正		監査委員判断				
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
13,8の一部	¥1,380	本代(書籍)	書籍名、内容から政務調査研究費として目的が判るもので、かつ一般の教養、議会、公的図書としての入手利用が困難なものは認められ、その余は認められない。	ア	プレジデント 私的活動に伴う支出である	—	¥1,380	雑誌プレジデント4号・5号代 e680×2冊分	内規別表1 (資料購入費—雑誌)に該当	—
24,9	¥5,840	送料、切手、ハガキ	政務調査用のものであることが判るものは認められ、その余は認められない。	ア	記念切手の購入代金 アニメ9集・ゲゲの鬼太郎・ふるさと切手	—	¥5,840	切手代 アニメ9集ゲゲの鬼太郎ほか4つ (80円×10枚)×4つ=3,200円 送料代 80円×33通=2,640円	内規別表1 (広報・広聴費—広報誌作成費等)に該当	—
32の一部	¥1,530	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用できる私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 プリンターインクの購入代金	—	¥1,530	インクリボン	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
48の一部	¥3,725	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥3,725	朝日新聞2月分 3,725円	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
52の一部	¥2,120	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 アルバム・クリアブック・フラットファイル ノートの購入である。	—	¥2,120	アルバム、ファイル、クリアブック、ノート	内規別表1 (資料作成費—その他)に該当	—
610	¥2,880	飲料、茶菓子等	政務調査との関係なく、認められない。	ア	私的活動に伴う支出 お茶の購入代金である	—	¥2,880	会場費(水尾コミュニティセンター) 2,000円 お茶 880円	内規別表1 (広報・広聴費—会場費・茶菓子代)に該当	—
712	¥7,716	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代金	—	¥7,716	ガソリン代 2・3月分 15,432円×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—

監査項目一覧表

議員名: 上田 嘉夫

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
8 5,13	¥60,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別に認められる余地がある。	ア・イ	私的活動に伴う支出 支払先も不明である	—	¥60,000	アルバイト代 月30,000×2か月	内規別表1 (人件費—アルバイト雇用資金) に該当	—
9 6,14	¥20,000	光熱費	調査研究と直接関係がなく、認められない。	ア	私的活動に伴う支出 一般家庭の水光熱費であり認められない	—	¥20,000	光熱水費 2月74,167円(電気・水道・ガス) 3月30,306円(電気・ガス) 上層10,000円/月×2ヶ月	内規別表1 (事務所—維持管理費) に該当	—
10 11	¥19,506	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥19,506	電話 10,144(3月) 携帯 21,097(2月・3月) インターネット 5,228(3月) FAX 2,542(2・3月) 計 39,012×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
11 7	¥19,800	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	テブラ印刷機購入代金である。	—	¥19,800	テブラSR530 19,800円	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等) に該当	—
	¥144,477						¥144,477			0
コメント: 支給額14万円が返還金額となる。										

監査項目一覧表

議員名: 上田 光夫

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 20の一部	¥5,400	本代(書籍)	書籍名、内容から政務調査研究費として目的が判るもので、かつ一般の教養、雑書、公的図書としての入手利用が困難なものは認められ、その余は認められない。	ア	私的活動に伴う支出 国民を元気にするくにかたち。希望の美術協働の夢。花岡フラムの40年。	—	¥5,400	書籍 国民を元気にするくにかたち 1,200円 希望の美術協働の夢北側フラムの40年 4,200円	内規別表1 (資料購入費—図書) に該当	—
2 3	¥59,637	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても既定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 クリアーホルダー100・クリヤーブック35冊・ファイル30冊・インデックス4冊・テブラ・カートリッジ7個	—	¥59,637	クリアーホルダー100枚、クリヤーブック11冊、クリアーポケット20冊、ディスクトレイ2個、ファイル26冊・インデックス6冊、Gボックス10冊、スタッキングトレイ3個、テブラ1台、テブラ・カートリッジ7個	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等) に該当	—
	¥65,037						¥65,037			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 下野 巖

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 2,5,6	¥11,933	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究としない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥11,933	2:産経新聞 2月 3,775円 5:産経新聞 3月 3,775円 6:日本経済新聞3月 4,383円	内規別表1 (資料購入費—新聞) に該当	—
2 3	¥4,410	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 コピー用紙2箱枚数不明	—	¥4,410	コピー用紙(A4 2箱)	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等) に該当	—
3 4	¥115,500	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出である	—	¥115,500	活動報告印刷代 @11×10,000×税	内規別表1 (資料作成費—印刷製本代) に該当	—
4 7	¥8,631	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 主に携帯とインターネット代金である	—	¥8,631	電話 2月分 2,649円 携帯 3月分 8,031円 インターネット2月分 8,583円 計17,263×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
	¥140,474						¥140,474			0
コメント: 支給額14万円が返還金額となる。										

監査項目一覧表

議員名: 中内 清孝

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 4,6	¥16,616	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究としない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥16,616	読売新聞、日本経済新聞、2・3月分 読売 3,925円 ×2か月 日経 4,383円 ×2か月	内規別表1 (資料購入費—新聞) に該当	—
2 2	¥163,800	印刷費	調査報告書の作成費は一定限度で認められるが、大量配布する議員広報活動、市政報告などは除くべきである。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出である。支持者への新年挨拶と広報紙の記事である。	—	¥163,800	市政報告印刷代 @39×4,000×税	内規別表1 (広報・広聴費—広報紙作成費等)に該当	—
3 1,5	¥63,000	ホームページ	不要と認められない。議員としての広告、宣伝が主である。私的財産化される。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥63,000	ホームページ管理料1~3月分 月21,000×3か月	内規別表1 (資料作成費—その他) に該当	—
	¥243,416						¥243,416			0
コメント: 支給額14万円が返還金額となる。										

監査項目一覧表

議員名: 木本 保平

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1.4	¥24,250	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るもの限り認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出	—	¥24,250	ガソリン2・3月分 48,600×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
2.2,3	¥60,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別に認められる余地がある。	ア・イ	私的活動に伴う支出 スタッフの活動内容も不明。 支払先も不明である。	—	¥60,000	アルバイト料 2・3月分 月30,000×2か月	内規別表1 (人件費—アルバイト雇用賃金)に該当	—
3.5	¥60,000	事務所費	人件費と同様、事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出 親族所有の建物である	—	¥60,000	事務所賃借料 2・3月分 月30,000×2か月	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料)に該当	—
	¥144,250						¥144,250			0
コメント: 支給額14万円が返還金額となる。										

監査項目一覧表

議員名: 大谷 敏子

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1.4,7	¥44,520	本代(書籍)	書籍名、内容から政務調査研究費として目的が判るもので、かつ一般の教養、議会、公的図書としての入手利用が困難なものは認められ、その余は認められない。	ア	私的活動に伴う支出 女性会議の購読期間不明。 特定団体の機関紙(人件豊川地区協議会)である。ポイントのつくカードによる購入は認められない。	—	¥44,520	資料代 部落解放675~608号ほか	内規別表1 (資料購入費—図書・雑誌)に該当	—
2.5	¥17,000	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 上質紙代だけでは何の調査に必要か不明である。	—	¥17,000	紙代	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
3.9	¥7,850	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥7,850	朝日新聞 2・3月分 月3,925×2か月	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
4.8	¥58,000	事務所費	人件費と同様、事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出 支払先も契約者も不明である。	—	¥58,000	事務所家賃2・3月分 月29,000×2か月	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料)に該当	—
5.10	¥23,368	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 携帯電話が主である。	—	¥23,368	電話料金等 2・3月分 電話19,933 携帯26,803 計 46,736×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
6.8	¥1,000	会場費	法律相談、市民相談会場として利用されたものは政務調査研究費としては認められない。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出	—	¥1,000	春日文化会館使用料	内規別表1 (広報・広聴費—会場費)に該当	—
	¥151,738						¥151,738			0
コメント: 支給額14万円が返還金額となる。										

監査項目一覧表

議員名: 中村 信彦

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
10の一部	¥8,250	本代(書籍)	書籍名、内容から政務調査研究費として目的が判るもので、かつ一般の教養、議会、公的図書としての入手利用が困難なものは認められ、その余は認められない。	ア	年度オーバーは認められない	—	¥8,250	ノーマライゼーション(月刊紙)年間購読料	内規別表1(資料購入費—定期刊行物)に該当	—
2,3	¥298	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥298	コピー用紙	内規別表1(資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
3,5,12	¥7,850	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥7,850	朝日新聞(2、3月分)	内規別表1(資料購入費—新聞)に該当	—
4,13	¥12,919	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のもの認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代金と駐車場代金	—	¥12,919	ガソリン代 18,639円×1/2 駐車場代 3,600円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	—
5,11	¥40,577	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 固定、携帯にインターネットと非常に多い	—	¥40,577	電話 30,608円、携帯電話 35,847円、インターネット 14,700円 合計81,155円×1/2	内規別表1(広報・広聴費—その他)に該当	—
6,2,6	¥15,750	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適切な備品購入の支出 コピー機のリース代	—	¥15,750	コピー機リース代	内規別表1(資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
	¥85,644						¥85,644			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 安孫子 浩子

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1,3,5	¥72,760	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適切な備品購入の支出 コピー機のリース代金60回払い	—	¥72,760	パソコン購入、コピー機リース代	内規別表1(資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
2,6	¥60,000	事務所費	人件費と同様、事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。	イ	政務調査費以外の政治活動に伴う支出 支払先も不明である	—	¥60,000	事務所賃借料(2,3月分) @30,000円×2	内規別表1(事務所費—事務所賃借料)に該当	—
	¥132,760						¥132,760			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 滝ノ上 万記

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
15,6,7,8,9,10	¥85,470	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用できる私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 プリンターインク、パソコンのソフト	—	¥85,470	パソコン、パソコンソフト、マウス等購入	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
2,2,11	¥7,850	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥7,850	読売新聞(2,3月分)	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
3,12	¥6,927	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限りに認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代金	—	¥6,927	ガソリン代 13,855 円 × 1/2	内規別表1 (広報広聴費—その他)に該当	—
4,3	¥21,880	カメラ、什器、事務品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適当なデジタルカメラ購入の支出 市会議員になると同時にカメラが必要とは考えられない	—	¥21,880	デジタルカメラ購入	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
	¥122,127						¥122,127			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 友次 通彦

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1,2,3	¥90,140	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用できる私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 ノートパソコンの購入費	—	¥90,140	パソコン、周辺機器購入	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
2,4	¥6,193	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 携帯電話代金のみ	—	¥6,193	携帯電話 12,386 円 × 1/2	内規別表1 (広報—広聴費—その他)に該当	—
	¥96,333						¥96,333			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名:石井 強

措置請求書別紙一覧表				左記修正		監査委員判断				
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 2.5	¥20,970	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥20,970	朝日、産経、公明、しんぶん赤旗日曜版(2、3月分)	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
2 9	¥6,997	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限って認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出	—	¥6,997	ガソリン代 13,995 円×1/2	内規別表1 (広報広聴費—その他)に該当	—
3 4.7	¥60,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別に認め余地がある。	ア・イ	私的活動に伴う支出 支払先も不明であり、自営業の仕事の手伝いをさせていた可能性もある。	—	¥60,000	事務所職員賃金(2、3月分) @30,000円×2	内規別表1 (人件費—アルバイト雇用賃金)に該当	—
4 3.6	¥20,000	光熱費	調査研究と直接関係がなく、認められない。	ア	私的活動に伴う支出 家庭の水光熱費である。	—	¥20,000	電気料金、水道料金(2、3月) @10,000円×2	内規別表1 (事務所費—維持管理費)に該当	—
5 8	¥17,833	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥17,833	電話 16,056 円 携帯電話 19,611 円 合計 35,677 円×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥125,800						¥125,800			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名:田中 総司

措置請求書別紙一覧表				左記修正		監査委員判断				
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 5.6	¥49,276	パソコン機蓋、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これら調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 A4紙2500枚、A3紙3000枚、ノートパソコンの購入代金である。	—	¥49,276	パソコン購入、周辺機器購入	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
2 2.7	¥5,800	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥5,800	日刊「しんぶん赤旗」(2、3月)	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
3 8	¥4,060	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限って認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代金	—	¥4,060	ガソリン代 8,120 円×1/2	内規別表1 (広報広聴費—その他)に該当	—
4 9	¥3,099	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 家庭用固定電話である。	—	¥3,099	電話 6,198 円×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥62,235						¥62,235			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 桂 睦子

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
10	¥9,200	送料、切手、ハガキ	政務調査用のものであることが判るものは認められ、その余は認められない。	ア	私的活動に伴う支出 広報に掲載されている内容記事送料	—	¥9,200	議案発送代 @200×46通	内規別表1 (広報・広聴費—広報紙作成費等)に該当	—
11	¥2,260	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 USBメモリー—いぜんCDを大量に購入済であり保存は可能である	—	¥2,260	USBメモリー	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
4、5、12、15、16	¥10,670	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥10,670	公明新聞2、3月分 @1,835×2 新聞赤旗2、3月分 @2,900×2 週刊新社会1、2月分 @600×2	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
4、8、14	¥40,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他の)利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別に認める余地がある。	ア・イ	私的活動に伴う支出 支出先不明である	—	¥40,000	アルバイト人件費 2、3月分 @20,000×2	内規別表1 (人件費—アルバイト雇用賃金)に該当	—
	¥62,130						¥62,130			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 小林 美智子

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
5、10	¥5,800	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥5,800	新聞赤旗2、3月分 @2,900×2	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
24、9	¥60,000	事務所費	人件費と同様、事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。	イ	政務調査費以外の政治活動に伴う支出 支出先不明である	—	¥60,000	事務所家賃 3、4月分(前払) @30,000×2	内規別表1 (事務所—事務所賃借料)に該当	—
311	¥3,233	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 支出先不明である	—	¥3,233	電話通信料 12,935円×25% = 3,233円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥69,033						¥69,033			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名:辰見 登

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
11	¥23,500	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	コピー用紙代と記載されているだけで、金額から判断すれば6万枚の紙代に相当し、2ヶ月間の調査に使用不可能です。	—	¥23,500	コピー用紙代他	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
25,9	¥7,850	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥7,850	産経新聞2、3月分 @3,925×2	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
36	¥21,000	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 封筒代金と印刷代金	—	¥21,000	封筒、印刷代金	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
411	¥8,784	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代	—	¥8,784	ガソリン代 17,589円×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
54,8	¥60,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別に認める余地がある。	ア・イ	私的活動に伴う支出 支出先も不明である。	—	¥60,000	アルバイト料 2、3月分 @30,000円×2	内規別表1 (人件費—アルバイト雇用賃金)に該当	—
63,7	¥20,000	光熱費	調査研究と直接関係がなく、認められない。	ア	私的活動に伴う支出 一般家庭の水光熱費である	—	¥20,000	電気2月分 32,242円 電気3月分 30,069円 水道2、3月分 8,819円 @10,000×2	内規別表1 (事務所費—維持管理費)に該当	—
710	¥23,701	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 主に携帯電話である。	—	¥23,701	電話通話料 21,551円 FAX 3,500円 携帯電話料 22,352円 合計 47,403円×1/2=23,701円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥164,845						¥164,845			0

コメント:支給金額16万円が返還金額になる。

監査項目一覧表

議員名:羽東 幸

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
17,8	¥15,700	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥15,700	朝日新聞 2、3月分 読売新聞 2、3月分 @3,925円×4	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
22,4	¥60,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別に認める余地がある。	ア・イ	私的活動に伴う支出 支払先も不明である	—	¥60,000	アルバイト賃金2月、3月分 @30,000×2	内規別表1 (人件費—アルバイト雇用賃金)に該当	—
33,5	¥20,000	光熱費	調査研究と直接関係がなく、認められない。	ア	私的活動に伴う支出 一般家庭の水光熱費である	—	¥20,000	電気代 2月 33,120円 3月 35,671円 @10,000×2	内規別表1 (事務所費—維持管理費)に該当	—
46	¥20,380	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不相当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 TV代金も含まれている	—	¥20,380	電話通話料、FAX通話料、インターネット使用料 @61,140×2/3×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥116,080						¥116,080			0

コメント:

監査項目一覧表

議員名: 山本 隆俊

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
17	¥11,560	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 プリンターインク、パソコンセキュリティソフトの購入代金	—	¥11,560	エプソンインク セキュリティソフト	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等) に該当	—
24, 8	¥7,850	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥7,850	毎日新聞 2、3月分 @3,925×2	内規別表1 (資料購入費—新聞) に該当	—
39	¥16,815	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るもの限り認められる。不特定のもの認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 高額ガソリン代である	—	¥16,815	ガソリン代 2、3月分 @33,630×1/2	内規別表1 (広報・広聴費—その他) に該当	—
43, 6	¥60,000	人件費	事務所人件費は他の目的(選挙その他)の利用が多く、日常の必要性も薄く原則認められない。但し、調査目的内容から具体的にスタッフ経費として必要なものは個別に認める余地がある。	アイ	私的活動に伴う支出 支出先も不明である。	—	¥60,000	アルバイト賃金 2、3月分 @30,000×2	内規別表1 (人件費—アルバイト雇用賃金) に該当	—
51, 5	¥60,000	事務所費	人件費と同様、事務所は調査研究のため不可欠のものでなく、個別必要性もほとんど認め難い。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出 支払い先も不明である。	—	¥60,000	事務所賃借料 2、3月分 @30,000×2	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料) に該当	—
	¥156,225						¥156,225			0

コメント: 支給額の15万円が返還金額になる。

監査項目一覧表

議員名: 岩本 守

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
12, 3	¥20,000	会場費	法律相談、市民相談会場として利用されたものは政務調査研究費としては認められない。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出	—	¥20,000	市政相談会場借り上げ料 2月・3月(月10,000×2)	内規別表1 (広報・広聴費—会場費) に該当	—
	¥20,000						¥20,000			0

コメント:

監査項目一覧表

議員名: 朝田 充

措置請求書別紙一覧表						左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点 と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後 金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金 額・その他
2.3	¥40,000	会場費	法律相談、市民相談会場として利用されたものは政務調査研究費としては認められない。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出	—	¥40,000	市政相談会場借上げ料 2月・3月(月20,000×2)	内規別表1 (広報・広聴費-会場費) に該当	—
	¥40,000						¥40,000			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 畑中 剛

措置請求書別紙一覧表						左記修正		監査委員判断		
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点 と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後 金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金 額・その他
2.3	¥40,000	会場費	法律相談、市民相談会場として利用されたものは政務調査研究費としては認められない。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出	—	¥40,000	市政相談会場借上げ料 2月・3月(月20,000×2)	内規別表1 (広報・広聴費-会場費) に該当	—
	¥40,000						¥40,000			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名:阿字地 洋子

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
23	¥40,000	会場費	法律相談、市民相談会場として利用されたものは政務調査研究費としては認められない。	イ	政務調査以外の政治活動に伴う支出	—	¥40,000	市政相談会場借り上げ料 2月・3月(月20,000×2)	内規別表1 (広報・広聴費-会場費) に該当	—
	¥40,000						¥40,000			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名:塚 理

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
2	¥210,000	ホームページ	不要で認められない。議員としての広告、宣伝が主である。私的財産化される。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥210,000	ホームページ作成代	内規別表1 (広報・広聴費-その他) に該当	—
	¥210,000						¥210,000			0
コメント:支給額の15万円が返還金額になる。										

監査項目一覧表

議員名:大野 幾子

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
13	¥3,928	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない。特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能。	—	¥3,928	毎日新聞(3月分)	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	—
24	¥6,133	高速料金、 ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るもの限り認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 ガソリン代	—	¥6,133	ガソリン代(2~3月分) 計12,267 x 1/2=6,133円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
35	¥19,669	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり不当だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 主に携帯電話で高額である。	—	¥19,669	携帯電話他(2~3月分) 電話9,417 携帯電話29,921 計39,338 x 1/2=19,669円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	—
	¥29,727						¥29,727			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名:福丸 孝之

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
18	¥44,570	消耗品、文具、封筒など	他の目的にも多く利用できる一般備品は、全体が政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使っても限定され、例えば万年筆、ボールペンなどそれ自体は本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 紙6000枚、封筒1000枚、 ラベルの購入代金	—	¥44,570	A4用紙5,000枚 長3封筒1,000枚 ラベル紙1冊	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
25	¥24,750	カメラ、什器、事務用品	他の目的にも多く利用できる一般機器は私的財産化され、政務調査研究費でない。これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ウ	不適切な備品購入の支出 議員になったからといって即デジタルカメラが必要なものでない、不必要だが予算があるから買っているのは明白である	—	¥24,750	デジタルカメラ代 49,500円 x 0.5=24,750円	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	—
	¥69,320						¥69,320			0
コメント:										

監査項目一覧表

議員名: 山下 慶喜

措置請求書別紙一覧表					左記修正		監査委員判断			
附記番号	金額	分類	支出分類項目の視点と不適法評価の形態	記号	違法・不当性の理由	修正内容	修正後金額	支払伝票の支出内容	監査委員判断	目的外金額・その他
1 3.2	¥1,720	本代(書籍)	書籍名、内容から政務調査研究費として目的が判るもので、かつ一般の教養、議会、公的図書としての入手利用が困難なものは認められ、その余は認められない。	ア	私的活動に伴う支出 政党誌である	附記番号3 (社会新報) 記載漏れ	¥3,072	科学的社会主義2~3月分 878円×2=1,352円 社会新報2~3月分 860円×2=1,720円	内規別表1 (資料購入費-新聞・ 定期刊行物購入費) に該当	—
2 10	¥5,970	パソコン機器、PC用紙	他の目的にも多く利用でき私的財産化される一般機器購入、維持費は、政務調査研究費でない、これらを調査の手段として使ってもそれ自体本件の必要経費ではない。	ア	私的活動に伴う支出 紙 12500枚代金	—	¥5,970	紙代	内規別表1 (資料作成費-事務機 器購入等) に該当	—
3 8.11	¥7,000	新聞	一般紙、議会や市の図書が購入しているものは特に調査研究として必要がない、特殊な新聞を限定して資料として入手する場合は認められる。	ア	本件は特殊新聞ではなく、議会にて閲覧可能	—	¥7,000	赤旗日刊2~3月分 2,900円×2=5,800円 大阪民主新報 600円×2=1,200円	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	—
4 13	¥213	高速料金、ガソリン代	調査目的、利用目的、その内容と利用の必要性及びその個別利用内容が資料から判るものに限り認められる。不特定のものは認められない。	ア・エ	私的活動に伴う支出 他の議員と比べて非常に少額であり、二輪車に使用された程度ではあるが、使用目的が不明である	—	¥213	ガソリン代 426円×1/2=213円	内規別表1 (広報・広聴費-その他) に該当	—
5 12	¥23,421	通信費	電話代、FAX、携帯、インターネットの一般維持費は他の利用もあり相対だが、個別調査活動上の必要性が資料から判るものはその通信実費は認められる。	ア	私的活動に伴う支出 携帯電話とインターネット代金	—	¥23,421	電話 4,230円 FAX 58円 携帯電話 21,845円 インターネット 20,711円 計46,842円×1/2=23,421円	内規別表1 (広報・広聴費-その他) に該当	—
6 9	¥7,560	ホームページ	不要と認められない。議員としての広告、宣伝が主である。私的財産化される。	ア	私的活動に伴う支出	—	¥7,560	インターネット、ホームページ サーバー料	内規別表1 (広報・広聴費-その他) に該当	—
	¥45,884						¥47,236			0

コメント: